



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

酪農経営支援要員確保実証事業

酪農はあなたを待っている 酪農新規就農経営移譲手法開発



社団法人酪農ヘルパー全国協会

平成24年度酪農生産基盤安定化促進事業

目次

1. 国の近代化方針等施策との関連・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 酪農ヘルパーからの新規就農・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 新規就農経営移譲手法開発・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 浜中町農業協同組合、有限会社浜中町就農者研修牧場の手法・・・・・・・・	3
浜中町農業協同組合 営農課長 三山 昌利 氏	
有限会社 浜中町就農者研修牧場 永洞 孝二 氏	
(2) 酪農ヘルパーを経験してから新規就農する・・・・・・・・	14
有限会社ファム・エイ代表取締役 渡部弘道	
(3) 新冠農業支援員（農業ヘルパー）から新規就農・・・・・・・・	16
社団法人酪農ヘルパー全国協会 事業第1部長 沼崎 武	

1. 国の近代化方針等施策との関連

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」(22年3月30日閣議決定)において、「農作業の外部化により、高齢化や担い手不足が進行している生産現場の労働負担の軽減を図るとともに、規模拡大や主要部門への経営資源集中等を通じた経営発展を促進する観点から、地域の実情を踏まえつつ、生産受託組織や酪農等のヘルパー組織の育成確保を推進する。」とされており、また、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(22年7月22日公表)において、酪農等経営におけるコスト低減・省力化のため、ヘルパー等支援組織の充実・強化を推進することとされている。

国は「食料・農業・農村基本調査会」の答申を受け、乳製品と加工原料乳に市場実勢を反映した価格形成への移行等を内容とする「農政改革大綱」と今後5年間を視野に入れた「農政改革プログラム」を10年12月に公表。

また、11年3月には「新たな酪農・乳業対策大綱」を策定し、総合的に施策を推進。国は「食料・農業・農村基本法」(11年7月公布)に基づき「食料・農業・農村基本計画」を策定。同計画は5年ごとに見直されることになっており、現在の基本計画は22年3月に策定。

これと併せ、32年度を目標年とする新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等を22年7月に公表

基本方針のポイントとしては次のとおり

- ・所得補償制度の導入
- ・持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換
- ・家畜衛生対策の充実・強化
- ・自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換
- ・消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と自給飼料基盤に立脚した国民の理解の促進

- (2) 32年度を目標年とする新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等を22年7月に公表の抜粋

酪農及び肉用牛生産における多様な経営の育成確保

酪農及び肉用牛生産への新規就農者の育成・確保

酪農及び肉用牛生産を営む者が減少傾向で推移する中、経営者の高齢化が進み近い将来には高齢の経営者の大量リタイアが見込まれている。一方で将来を担うべき経営者の育成は遅れていることから、生産基盤を維持するため、新規参入者や後継者といった新規就農者の確保のための取組を推進する必要がある、特に、酪農ヘルパーについては、新規就農者の技術習得の場として活用されることが期待される。

ヘルパー等支援組織の育成

酪農及び肉用牛経営におけるヘルパー等の支援組織は、畜産農家の労働負担の軽減や就業者の傷病時における経営継続の面で大きな役割を果たしており、新規就農者の育成・確保や生産基盤の維持・強化にも資するものであることから、こうした支援組織の充実・強化を推進する。

近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本指針の基本的な考え方

抜粋：ヘルパー、コントラクター、TMR センター等の支援組織の活用等の取組を織り込んで設定する。このように、酪農ヘルパーからの新規就農への期待は大きいものがある。

(3) 次に酪農への新規参入について、社団法人酪農ヘルパー全国協会調べ、北海道農業開発公社調べ、(現在は公益財団法人北海道農業公社)、北海道庁調べの具体的な調査についての表を参照してください。

2. 酪農ヘルパーからの新規就農

(1) 社団法人酪農ヘルパー全国協会調べ

(毎年実施している酪農ヘルパー実態調査に基づき各都道府県団体からの報告を基に作成)

平成	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
全 国	5	4	4	6	5	4	3	8	7	6	10	7	4	8	6	6	9	8	110
北海道	5	4	4	5	3	4	3	6	4	4	8	6	4	7	4	5	7	6	89
都府県				1	2			2	3	2	2	1		1	2	1	2	2	21

(2) 酪農への新規就農 (北海道農業開発公社調べ、現在は公益財団法人北海道農業公社)

前の職業は問わない

	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	計
計	5	5	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	8	12	12	151
新規	4	5	8	7	10	9	10	9	10	8	4	8	6	7	11	10	126
移転	1		2	3		1		1		2	6	2	3	1	1	2	25
在地											4	5	2	1		1	13

(3) 酪農における新規就農者の推移 (北海道庁調べ)

酪農における新規就農者の推移 (北海道庁調べ)

平成(年)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
新規就農計	143	172	170	195	199	206	194	182	192	169	159	174	190	168	2513
新規学卒	95	106	108	110	110	111	119	107	98	91	93	95	91	93	1427
Uターン	28	42	41	63	68	69	56	61	63	57	49	63	80	54	794
新規参入	20	24	21	22	21	26	19	14	31	21	17	16	19	21	292
新規参入うち リース事業	9	12	14	12	13	13	11	11	12	12	10	9	7	11	156

3. 新規就農経営移譲手法開発

(1) 浜中町農業協同組合、有限会社浜中町就農者研修牧場の手法

浜中町農業協同組合 営農課長 三山 昌利 氏

有限会社 浜中町就農者研修牧場 永洞 孝二 氏

の方々から調査内容について資料を提供していただき、詳細についてご教授いただきました。

社団法人酪農ヘルパー全国協会 事務局長 佐藤 元二

浜中町は、15,000haの農地に人口の倍以上の乳牛約23,000頭、生乳生産量94,500トンを超える「酪農王国」です。

現在は、農作業の効率化・合理化を図りながら近代的な施設・機械装備・農作業委託事業の実施によって、積極的な省力化が図られています。

また、最新鋭の各種分析機械を導入しそのデータを活用すると共に、経営支援システムを生かした様々な取り組みがなされ「ゆとりある安定した酪農生活」の将来を展望した展開がされています。

就農までの道のり

浜中町に限らず、酪農は近代化・規模拡大が進む中、一方で農家戸数は減少しています。その一因として、経営者の高齢化や後継者不足が挙げられます。

今後もある程度は離農を予測せざるを得ない状況にあり、新規就農の為の人材確保と育成は、緊急の課題として受け止められています。

そんな状況の中、浜中町では農協や町を中心として、関係機関・団体が協力して、新規就農を希望する方々を総合的にバックアップする支援システムが作られています。

酪農ヘルパーについて

酪農は365日、休みなく乳搾りをしなくてはなりません。生活にゆとりを持つために「休日」が必要です。また、怪我をして作業を出来ない時に「助け」が必要です。そんな時、代わりに給餌や掃除・搾乳をして牛の管理を行うのが「酪農ヘルパー」です。町内では（有）浜中町酪農ヘルパー組合が請け負って、十数名の酪農ヘルパーが牧場を回っています。

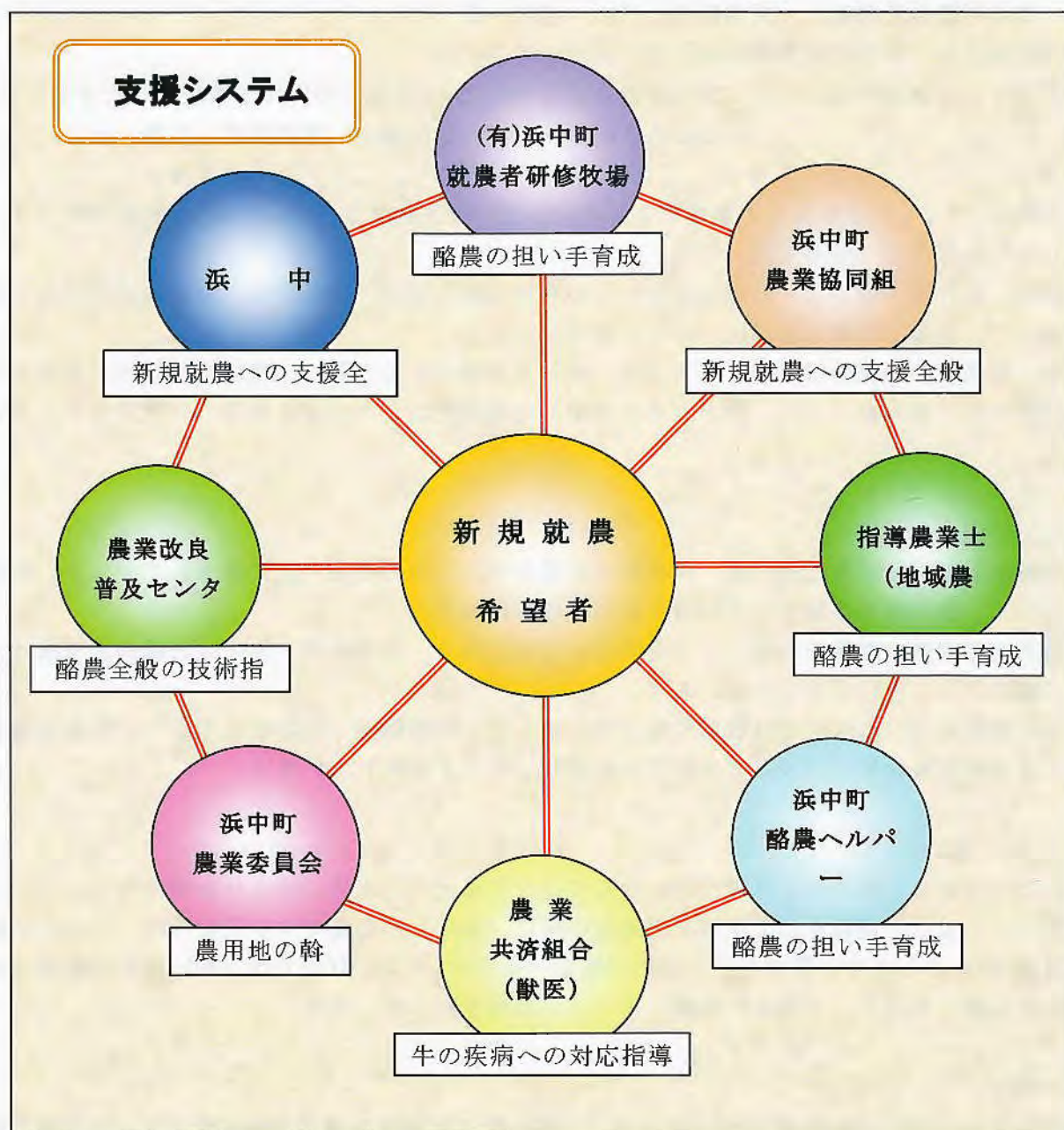
酪農技術センターについて

生産している牛乳の品質・安全性のチェック、牛の動向把握や各種登録手続きなど、浜中酪農の様々なデータが管理されているところです。このデータを元に、飼養管理を工夫してより良い牛乳を生産できるよう努力しています。

農作業委託（コントラクター）事業について

夏場の牧草の刈り取り作業は、天気の良い日に集中して行わなければなりません。しかし、広大な面積を一人で管理する事は困難です。そんな時に作業を委託することで何台もの作業機を使い、作業を並行して進めていくことが出来ます。もちろん費用はかかりますが、今の酪農には欠かせない事業となっています。刈り取りのほかにも、糞尿の散布作業も委託することが出来ます。

図 1 支援システムの模式図



このような「つながり」によって、就農希望者を応援します。
また、就農してからも様々なことで牧場のお手伝いをしていくことが出来ると思います。

就農するには

浜中町の新規就農は、昭和58年から毎年1～2件、出身地も北海道に限らず全国各地から、現在までに34組(H24.2 現在)が就農されて頑張っています。この戸数は、町内の酪農家の18%ほどにもなります。

これまでに新規就農された方・現在の研修生

	就農年	出身地
1	昭和58年	神奈川県
2	昭和59年	北海道
3	昭和62年	大阪府
4	昭和63年	三重県
5	平成元年	大阪府
6	平成2年	北海道 ○
7	平成2年	東京都
8	平成4年	大阪府 *
9	平成6年	佐賀県 *
10	平成8年	東京都 *
11	平成9年	神奈川県 *
12	平成10年	山形県 *
13	平成10年	北海道
14	平成11年	大阪府
15	平成11年	東京都 * ○
16	平成12年	埼玉県 *
17	平成13年	千葉県

	就農年	出身地
18	平成13年	千葉県 ○
19	平成14年	長野県
20	平成15年	北海道 *
21	平成16年	大阪府 *
22	平成17年	京都府 *
23	平成18年	茨城県 ○
24	平成19年	大阪府 *
25	平成20年	愛知県 ○
26	平成21年	愛知県
27	平成21年	東京都 *
28	平成21年	福島県 *
29	平成22年	北海道 ○
30	平成22年	東京都 *
31	平成23年度	神奈川県 *
32	平成23年度	石川県 *
33	平成23年度	北海道
34	平成23年度	北海道

*印は、研修牧場の研修生から就農。それ以外の方は農家の実習生やヘルパー出身者等。酪農ヘルパー出身者は6組（○印）誕生している。

現在の町内の就農希望の研修生は神奈川県、石川県、兵庫県、東京都から。

年齢は30代が3組、40代が1組の計4組がいます。

町内で就農するには、何年かかけて幾つかの手順を踏まなくてはなりません。

長い期間のように思われるかもしれませんが、それには「理由」があります。

「広く求められる力」

酪農は、ただ牛の相手をするものではありません。餌や牧草地の管理、トラクター作業、もちろんお金の管理もしっかり出来なければなりません。

他の農作種に比べ、求められる力がより広範囲になります。

「浜中の地を知る」

自然を相手にする酪農では、その土地の気候風土を知る事はとても重要です。また、浜中での文化や生活習慣に慣れていくことも

「楽しい牛飼い」をしていく上で必要なことです。

研修をする側からは、酪農ヘルパー出身者の優れているところは、搾乳技術、牧場の管理技術等が上げられるが、飼養管理等の技術において、乳牛の分娩時の対応、飼料設計、哺育、育成についてもう少し研修を要する。

基本的に研修技術は先輩から後輩へ技術の伝承を行なうことにより、先輩の研修・勉強にもなる。このことは研修生同士でも同様である。研修牧場は最終的に教育・研修を行なう。その研修の場として、次のような所が挙げられます。

(有)浜中町就農者研修牧場

他の研修生と共に酪農の基礎から学び、技術や知識・経験を蓄積して就農に備えます。また分場の管理者となり、運営・経営全般を任せられることでより実践的な経験が出来ます。中には牧場の職員が新規就農した例もあります。

農家での研修

実際の農家に住み込み、家族の方と一緒に作業をします。長年の研修受入実績がある地元農家の中から北海道に認定された指導農業士のもとで、多くの経験を積むことができます。この認定農家には研修生の宿泊施設が完備している。現在1組がこの農家での研修を行なっている。

酪農ヘルパー： (有) 浜中町酪農ヘルパー組合

町内の牧場で飼養管理を代行を行う事で、様々なタイプの飼養体系を経験し、農家の方と接する機会も増えるのが利点です。酪農ヘルパーからJA浜中町の職員に採用された方もいます。後継者のパートナー

上記のものとは少し違いますが、パートナーという形で酪農に関わっていく道もあります。浜中町でも道内外の方々が大勢、頑張っています。



浜中町就農者研修牧場事務所



研修牧場パーラーで三山営農課長（左）
永洞場長（右）



ソーラー発電のパネル



研修者住宅

新規就農までの流れ

(有)浜中町就農者研修牧場

就農希望者

酪農未経験・単身者でも
歓迎します。やる気次第！

本 場

分場での管理者

* 現在は姉別第一牧場の
1分場です。

新規就農として
独 立

借りていた牧場を買い取り
いよいよ「酪農家」としての
始まりです

町内農家研修

酪農ヘルパー

リース牧場

(有) 浜中町就農者研修牧場について

(有) 浜中町就農者研修牧場（以下、研修牧場）は、平成3年に浜中町と浜中町農協により設立された、新規就農者を育成していくためのトレーニング施設です。平成16年に農協から独立し、有限会社となりました。

「酪農の基礎から実践的な技術・知識まで」という研修方針は変わっていませんが、法人化により多様な就農形態に対応できるようになりました。

研修する上で大切なのは「やる気」「根気」「元気」です！

酪農経験は問いませんが、原則、ご夫婦での受入となっています。

☆ 本場での研修内容（基礎的な力を身につけます）

研修牧場・作業マニュアルの理解

乳牛の飼養管理

圃場（牧草地）の管理

粗飼料生産技術

農業データ・情報の処理

酪農に関する講演会や勉強会への参加



☆ 分場での研修内容

（管理者として分場を任せられより実践的な力を養います）

分場全体の運営・作業管理・圃場の管理（施肥設計・作業など）経営計画の作成



研修牧場入り口



（左）育成舎と（右）乾乳牛舎

分場（現在は姉別第一のみ）は、数年後にそこでの就農を前提として、管理者として周りの農家と同様、家族で回しているのが、原則になります。

分場からの経営独立は、この形式を始めてまだ間もないことから現在1組だけですが、今後も継続していく予定です。

このような形での研修を3年～5年程度行い、新規就農へとつなぎます。

なお、研修生は研修者用の住宅が完備しており、宿舎は基本的に無料で利用できる。

最近、離農農家が少なく今年空き農家が1軒あるので新規就農予定が決まっている。

研修生のサポートのため、農家も含めた技術員の連絡協議会が組織され技術支援を行なっている。

☆牧場の一日 研修牧場で一日をご紹介します！

作業開始（午前5：15～ 午後3：30～）

ベッドの掃除をしながら、牛を待機場に集めます



牛を集めた後の除糞作業

綺麗になりました！



搾乳開始（午前5：30～ 午後4：00～）

パーラー（搾乳室）に牛を順番に入れて、乳を搾ります。



外では、カーフハッチや育成舎にいる小さな牛の世話も始まります。

ミルクや配合飼料、水や草などを与え、掃除も行います。

生後1～2ヶ月は「哺乳」が必要

後継牛となる若い牛も大切



片付け（午前7：30～ 午後6：00～）

搾乳が終わり、搾乳室の中や牛が移動した通路などを掃除します。

引継ぎや日誌への記帳、人工授精の依頼連絡などをして、作業は終了です

（朝の仕事：午前9：00頃終了 夕方の仕事：午後7：00頃終了）

夜は、当番を決めて21～22時頃に、見回りをして発情や異常牛のチェックをします。この他にも、日中にサイレージと穀物などの濃厚飼料を混ぜ「TMR」と呼ばれる牛の餌を作ります。また、発情の牛がいれば人工授精師、体調の悪い牛がいれば獣医師への対応を行い、出産間近となれば昼夜問わず様子を見ることになります。

この作業機で餌を混ぜ
牛舎へ持って行きます

給餌直後。やはり作りたてが一番！
みんな並んで食べにきます



☆浜中と牧場の一年

ゴールデンウィーク頃まで雪がちらつく浜中町。5月に入ってようやく春を迎えます。桜が咲き、日に日に新緑が濃くなっていきます！

畑の「凍れ（シバレ）」が抜け、肥料を散布したり、放牧地の点検を始めます。



6月になると、農村地帯はあたり一面、鮮やかな緑に染まります
牛たちも放牧され、外でのびのびと過ごしています。

放牧が始まった頃の牛たちは、はしゃぎ様も食いっぷりも見事なもので
見ているこちらにも嬉しくなってしまう♪



また、牧草の収穫が始まるのも6月からです。

牧草は6月から9月の間に2回の収穫を行い、ラッピングロールや乾草、小さく刻んでサイロに詰めたりして、長期間の保存が出来るようにします。

この採草の出来不出来が、この先の牧場の運営を大きく左右するので
1年で最も忙しく、大切な作業となります。

牧草を集めて丸めた後に刻んだ牧草をギュッと踏みつけ後グルグルとラッピングします。ビニールシートで密閉します。



収穫が終わるとすぐに、肥料の追肥作業が行われ、次の収穫に備えます。
その合間に、屋外に集まっての焼肉や地域の夏祭りで、短い夏を楽しみます！

そして、8月。2回目の牧草収穫が始まり、9月の中頃にはその作業も終わります。いよいよ秋を迎え、浜中町での牧場祭を始め、各地で収穫祭が行われます。

10月も後半になると、放牧も出来なくなってしまい雪がちらつき始め長い冬が始まります。牧場では冬支度を始め、牛たちも牛舎の中で過ごすことが多くなります。

この時期は普段の仕事は勿論ありますが、畑の仕事は出来ないので時間的に少し余裕があります。その代わりに、1年の経営計画をじっくり立てるのに大事な時期ともなります。

一方、春までは厳しさ寒さに付き合っていかなければなりません、ウィンタースポーツに興じたり、氷上での釣りを行ったり、冬ならではの楽しみもたくさんあります。

こうして、浜中の一年は過ぎていきます。

研修牧場での待遇について

雇用：(有) 浜中町就農者研修牧場 従業員
(夫婦の場合、妻は扶養・パート職員として扱います)
給与：夫婦で月額25万(年額300万円)支給
単身者で月額15万円(年額180万円)支給
住宅：研修生用住宅完備(家賃無料)
福利厚生：健康保険・雇用保険・労災保険・厚生年金加入

研修生用住宅と牧場は隣接していませんが(歩いて数分)、本場では事務室の一角に子供部屋があり、両親が作業している間はそこで子供達が遊んでいます。

但し、従業員として雇用し給与も出ますが、あくまで「新規就農を目指す研修生として研修に集中していただく為」に、生活の心配がないように支援をしているとお考えください。



(有)浜中町就農者研修牧場 概要 *平成23年1月現在

事務局：北海道厚岸郡浜中町茶内栄61番地 J A 浜中町内
本 場：浜中町茶内西26番地

☆本場 研修生2組（夫婦3組）

経産牛：111頭 育成牛：75頭

成牛舎 94頭フリーストール

パーラー室 ヘリンボーン6頭ダブル

（事務室・処理室・機械室などと同じ棟です）

育成牛舎 乾乳牛舎 分娩疾病牛舎 飼料・保管庫3棟 バンガーサイロ

スラリストア1基 トラクター・ミキサーなどの作業車両・機械

☆分場

＊平成18～20年度には3分場ありましたが、その内の2分場が、平成21年度に経営独立・新規就農をし、もう1分場は平成23年秋に独立しました。平成24年2月現在分場はありません。

＊また、研修牧場以外に町内農家で1組のご夫婦が研修されています。

リース牧場と経済的支援制度について

新規就農する上で、研修牧場の分場の管理者からの独立ともうひとつ、「農場リース事業」という制度があります。

これは、北海道農業開発公社が離農家を取得・整備・改修し、新規就農者に一定期間（5年以内）貸し付けた後、就農者が買い取る事業です。

また、平成22年度より制度が少し変更され、この農場リース事業と他の補助事業との組み合わせによって就農を行うようになっています。

この賃貸している期間は、公社にリース料を支払い、その間に同じ浜中町内でも就農する牧場で気象条件や作業、扱う機械などが異なるので、研修中に身に付けた技術や知識を応用・実践していく期間でもあります。

このあたりは研修牧場の分場管理者と同じで、「研修生」ではなく「経営者」としての大事な準備期間となります。

就農時に牧場を買い取る金額は、施設や規模によって違いますが、およそ4千万～5千万円くらいです。これには、乳牛・農地・施設・機械等が全て含まれていて、分場・リース牧場の入植形態での違いはありません。

買取は、自己資金とその時に有利な条件の借入資金で行う事になりますが、その負担軽減として具体的な経済支援をご紹介します。

☆浜中町新規就農者誘致条例による支援（浜中町独自の支援策です）

・リース料の半額助成

＊ リース牧場では、公社に支払う年間リース料は500～600万

この内、半額の250～300万円が町から助成されます。

複数年のリース契約ですから、トータルで「1千万円」近い援助が受けられることになります。

・買取から5年間の固定資産税相当額を助成

☆公益財団法人北海道農業公社

・就農支援資金

研修期間中や就農の準備段階、就農後の牧場整備などに必要な資金について、借入が出来ます。貸付条件はありますが、無利子・返済一部免除などの優遇が受けられます。

(2) 酪農ヘルパーを経験してから新規就農する

北海道中標津町 有限会社ファム・エイ 代表取締役社長 渡部 弘道

酪農ヘルパー要員は将来酪農を担う宝だと私は常々考えています。社団法人酪農ヘルパー全国協会の調査でも毎年7~8名の酪農ヘルパー経験者が新規就農しています。酪農で新規就農するに当たっては、酪農ヘルパーを経験することが最短の道であると思っているからです。最近では酪農家戸数、農業人口が減少する中であって、農業経営を夢見て新規就農を目指す若者も少なくありません。しかし、実際新規就農し、酪農を始めるまでには険しい道のりがあり、チャンスもなかなか到来しません。

そこで、私の住む町と有限会社ファム・エイを紹介します。中標津町は北海道の東部に位置し、人口約2万4千人、農地面積約2万5千ヘクタール、牛の数約4万頭、一部畑作はありますが酪農専業地帯とっていい町です。

また、北海道の中でも類を見ないほど耕作放棄地がなく、農地は全て農業生産に寄与している町でもあります。



左が渡部社長 右は廣木常務



酪農ヘルパーの事務所風景

有限会社ファム・エイは、平成元年に3農協の出資と民間人の出資により設立した会社で、社団法人酪農ヘルパー全国協会と北海道農協中央会の指導のもと、酪農ヘルパー事業を実施してまいりました。現在正社員は40名、臨時ヘルパー契約を締結している酪農家の後継者が15名で約577戸の利用酪農家へのヘルパー請負を行なっています。

酪農ヘルパーは酪農の担い手としての側面もあり、将来、就農に展望を持つ若者が多く、自己研鑽の場として酪農ヘルパーの道を選び、夢がなって新規入植した者も少なくありません。過去に当社から13名の酪農ヘルパーが北海道内で新規就農を果たしています。彼らの成功が後へ続くものの力となっていることは事実です。

新規就農に大切な3つのポイント

現在、当社から14人目の酪農ヘルパーが就農に向けて進行中です。私は新規就農に当たっては次の3項目が重要と考えています。

その1 その人の人間性が重要

酪農業は1戸1人では決して営農できません。就農する地域の人達の支援、協力がなければならず、入植地の近所や周りの人達に受入れられる人間性が重要です。パートナーがいることも重要視され、昔からよく言われる「遠くの親戚より近くの他人」というように、近くの他人が大切です。

当然のことながら、礼儀、挨拶、一般常識、コミュニケーション、思いやり等を重要視してほしいと思います。

酪農ヘルパーは、その地域の多くの酪農家と接していることから、酪農家のみならず農協からも信頼され、

評価されます。ここで高い評価を得ることが出来れば、必ず強い味方となり、後に大きな財産となります。

その2 大切なことは酪農生産技術の習得

酪農生産は超迂回生産であり、土壌管理から始まり、飼料作物、粗飼料収穫貯蔵、牛の栄養管理、搾乳技術、繁殖管理、衛生管理、疾病、作業機器の知識自然条件への対応等数多くの技術や知識が必要です。幸いなことに生産技術面において酪農家はオープンであり、技術や牛のことについて、未熟で分からないことがあれば近所や先進的な酪農家のところに行っているいろいろ聞くべきです。たずねれば必ず教えてくれます。酪農はそのような共存共栄の環境にあり仲間を大切に、皆で利益を共有して、共に繁栄できるすばらしい産業です。

個々人が目指す、又は目標とする経営体も放牧型にするのか、集約型にするのか、個体能力を求めるか、乳牛改良に力を入れるのか、多種多様な選択肢があるのが酪農の面白いところです。

いずれにしても生産技術は基本が大切であり、基本に忠実であってほしいと思います。経営をしていくなかで、必ずスランプがやってきます。その時こそ基本に還るべきであり、スポーツや他の世界でも同じことがいえます。

その3 資金面

酪農業は他の作目と違って初期投資が大きいのが悩みです。その点、北海道では公益財団法人北海道農業公社が行なっている「農場リース事業」が新規就農者にとって大変有利な事業であり、北海道で酪農に新規就農する人の大半はこの事業を活用し、就農しています。

また、各市町村でも新規就農を奨励しているため資金面でバックアップする制度や公益財団法人北海道農業公社担い手支援部 北海道農業担い手育成センターから支援資金が受けられる制度もあります。

しかし、営農を開始してから生産物代金（乳代）が入るまでの運転資金や生活資金、その他、入植した時点で目に見えないお金がかかることから、一定程度の手持資金が必要となります。

以上のことが大きく分けて新規就農に当たっての重要なことだと私は考えています。

当社の社員は、都府県出身者が多く、北海道の酪農の経営を目指す若者もあり、何らかの形で酪農にかかわりあいを持って働きたいと考えている希望者が多数います。また、酪農家の後継者が学校卒業後3～5年、酪農ヘルパーを経験し、いろいろな経営の形態を見聞し、良い面や悪い面をつぶさに体験して、将来自分が経営するに当たっての勉強の場、参考の場になっている人もいます。

会社では、年に1～2度社員の個人面談を実施し将来に関する意見聴取を行い、本人の希望に向かったの支援体制、教育体制も整えつつ、酪農を担う人材づくりに力を入れています。今日まで当地区で新規就農を果たした人達を見ると、気力、体力、は当然のことながら真面目に前向きに取り組む姿勢が、入植地域の人々にも好感が持たれ、いい意味での刺激ともなっています。

また、新規就農後、数年が経ち、地域の人々にも信頼を得て地域のリーダーとなって活躍している人も少なくありません。最近就農した人達は、経営状況を見ても、堅実に着実に目標に向かってひたすら努力をしており、力強く頼もしく感じられます。これからも無限の力を大いに期待したいと思います。



渡部社長は新規就農者の牧場を度々訪ねその後の様子やアドバイスをしている

(3) 新冠農業支援員（農業ヘルパー）から新規就農

社団法人酪農ヘルパー全国協会 事業第1部長 沼崎 武

新規就農希望者の集い

社団法人酪農ヘルパー全国協会 事業第1部長 沼崎 武

「一度来て！観て！新冠～新規就農希望者の集い」報告

平成24年8月3日に今回の集いの参加要請を受け、当初は道南地方のY組合のヘルパーから現在牧場従業員となって、現在新規就農希望者1名を集いに参加させようとしたが、空知地方での離農跡地が見つかり、キャンセルとなってしまったので、後の参考のため参加した。

今回の実行委員長の清水秀人さんは、大阪出身で、平成9年に美容師から放牧酪農をやりたいため北海道に移住し、平成11年より4年間新冠酪農ヘルパー利用組合の専任ヘルパーとして従事。その後、平成15年に町内の酪農家から経営を譲渡され、念願の酪農経営を始め、現在搾乳牛約60頭集約放牧酪農を行なっている。

清水さんと出合いは、平成18年度の全国酪農青年女性会議酪農発表大会で夫人の香理さんが、北海道酪農青年女性会議の代表として、意見体験発表された時に、当協会も当会場に出展していて、酪農ヘルパー出身から就農されたということで知り合い、今回の集い参加及び希望者の同行を要請された。

新規就農希望者募集の背景には、北海道ではどこでも離農者が跡を絶たず、特に酪農地帯ではない日高地区では、馬産地であっても酪農後継者は酪農を継がない傾向があり、新規就農した清水さんにしても、酪農仲間が去っていくのに危機感があつたため委員長を引き受けた。

今回の集いでは、参加者は全員で27名の参加となり、町の集会施設「レ・コード館」で開催されたが、新冠町産業課及びJA新冠が全面的バックアップし、新冠町地域担い手育成総合支援協議会が協力しているため、ただ単に酪農就農者のみを集める「集い」ではなく、農業全般の希望者ということとした。4名の希望者が参加したが、うち野菜農家が3名、畜産（肉牛）農家が1名と残念ながら酪農希望者は0名であつた。

会次第では、講演を北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）就農コーディネーターの中野長三郎氏の「新規就農を成功させるために」で始まり、次に新冠町農業支援員制度の説明を新冠町産業課長の堤秀文氏が行なった。

続いての交流会は、実行委員長の清水秀人牧場に移動して開催され、いろいろな意見交換をしつつ散会した。来年度も実施する予定であり、来年度はぜひ酪農希望者を参加させたい。

北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）就農コーディネーターの中野長三郎氏の「新規就農を成功させるために」の講演要旨から参考掲載（酪農関係抜粋）

I アンケートから見た新規就農者の実態について

1. 新規就農開始年齢

就農時の年齢は29.9歳、研修期間は31.4箇月、就農開始年齢32.5歳

就農までの研修期間は、酪農では3年弱ほど。

2. 新規就農時に準備した自己資金

酪農の自己資金準備金は523万円で他の作目より比較的低い。これは農場リース事業や地元支援が充実のため。

3. 就農地を選定した理由について

酪農では行政の受け入れ態勢が整っていること20%と、自然環境がよいことが20%でそれらにつぎ、

取得できる農地があった１３％、就業先、研修先があったが１３％の順。

４．就農に関して苦労したこと

第１位は資金の確保２３％、酪農技術の習得１７％、地域の選択１４％、農地の確保及び住宅の確保がそれぞれ１３％との順で、農場リース事業や地元支援が充実していても資金確保に苦労していることが伺える。

５．酪農所得で生計が成り立つまでの年数では

１年目からが２９％、２年目からが２４％、３年目からが１８％、４年目からが５％で概ね３年目で７１％の酪農新規就農者が生計が成り立っていると回答。

Ⅱ 就農支援システム及び支援施策事例

最初に本気で新規参入者を受入れるかを徹底して話合う。

１．就農相談

北海道農業公社、担いて育成センター及び地域担いてセンター

２．面接・審査

就農希望地域の関係機関（地域担い手センター）

就農希望理由、希望農業、就農希望地、資金準備等→研修先農家の斡旋等

３．実践研修

農家、農業法人等受入指導→技術等の習得

４．就農準備

受入指導（農家、農業法人等）、農業委員会

５．就農

Ⅲ 新規就農者の支援体制

１．農業に関する知識・経営技術の習得へ関係機関が一体となった支援

２．就農希望者に研修後の就農先の確保や農地の斡旋

３．施設・木秋の確保（中古情報・レンタル・リース）

４．生活が見通せる経営形態

５．就農開始資金サポート

６．住宅の確保や生活面でのケアに係る支援体制の整備。特に女性就農者が抱える住宅の確保や育児、介護、営農生活面に係る支援

７．地域マネジメントできる優れた人材を育成していくため、就農後も資質向上や経営者意識を高めていく研修の充実強化

８．家族経営協定の締結で役割分担と達成感

Ⅳ 各関係機関の役割、就農への条件整備

１．市町村農業委員会

① 農地の斡旋（農地の賃借、購入地情報）

② 各種補助事業等の活用指導

③ 新規就農者の住宅斡旋

④ 家族協定締結の推進

２．農業協同組合

① 補助事業等の実施

② 各種資金の活用指導

③ 営農指導、営農計画と資金計画の策定

④ 家族協定締結の推進

3. 普及センター

- ① 補助事業、各種資金の活用指導
- ② 就農計画策定の支援
- ③ 地域、目的、・青年組織への参加誘導
- ④ 家族協定締結に向けた助言指導
- ⑤ 巡回指導

4. 農家指導

個別相談、巡回指導

V 新規就農時に利用可能な制度資金

認定農業者向け、その他担い手向け

① 農業近代化資金

農協等民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給

② 日本政策金融公庫資金

償還期間、資金規模、資金使途の面で農協等民間金融機関で対応し難い場合に日本政策金融公庫が融資

- ・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL）
- ・ 経営体育成強化資金

③ 農業改良資金（特別な場合の長期資金（無利子））

VI その他の新規就農時に利用可能な制度

1. 青年就農給付金（国）

- ① 45歳未満で就農（雇用就農を含む）を予定する者が行なう農業研修に対し、最長2年間 各年150万円を給付
- ② 45歳未満で自営就農した者に対し、最長5年間各年150万円を給付

2. 農地保有合理化事業（国）

地域における農地の利用集積と効率的・安定的な経営体の確保・育成を図るため、農地保有合理化法人（北海道農業公社等）が、経営縮小者や離農者等から農用地等を買入れ担い手農業者等に一定期間貸付後、売渡を行なう事業

3. 経営体育成支援事業（国）

新規就農者補助事業：400万円 / 経営体を限度に補助（1/2 以内）

4. 農畜産業機械リース等支援事業

新規就農者が営農開始に必要な農業機械をリースする場合物件購入相当の1/2 以内を支援



熱心に受講する参加者

新冠町農業支援員から新規就農までのフローチャート

地域おこし協力隊・農業支援員

農業支援員へのサポート

新冠町

- ・作業服、長靴等の支給
- ・住宅料補助、車両借上料、通信費の一部補助
- ・農業大学校等での研修に必要な受講料、教材費等を実費補助

地域担い手育成協議会

- ・関係機関との連絡調整
- ・相談員の配置
- ・支援員の適性判断

相談員

- ・登録農家と連絡・調整
- ・支援員の指導・相談

就農時のサポート

JAにいかっぷ

- ・就農予定地の斡旋
- ・就農計画の策定支援
- ・就農資金の貸付

地域担い手育成協議会

- ・就農時の祝金100万円を贈呈(2年以上支援員として研修した場合)

町の新規就農支援制度

- 就農施設整備費補助
農地・施設・機械の取得に要する経費の1/2(限度500万円)を助成

町の定住移住支援制度

- 町内に定住した場合、住宅取得や引っ越し費用などに助成します。
- 住宅建設奨励金
- 引越助成金
- 子育て世代住宅建設支援金
- 住宅建設資金利子補

農業支援員(農業ヘルパー)

- ①町内のヘルパー利用登録農家へ派遣、農作業の体験を行う。
(季節的な作業の偏りがありますが、主な3種類の作目を体験します)
 - ②居住している地域(自治会)の活動に積極的に参加する。
- ・**主な作目**
そ菜(ピーマン)、酪農、肉用牛、水田とそ菜の複合農家など(軽種馬農家は除く、畑作専業農家はありませぬ)

主な作業内容

- ・**ピーマン**
定植、へた切り、収穫、たい肥散布、ハウス開閉、水管理、害虫防除等
- ・**酪農**
飼料給与、牛舎清掃、搾乳作業等
- ・**肉用牛**
飼料給与、牛舎清掃、牛群観察等

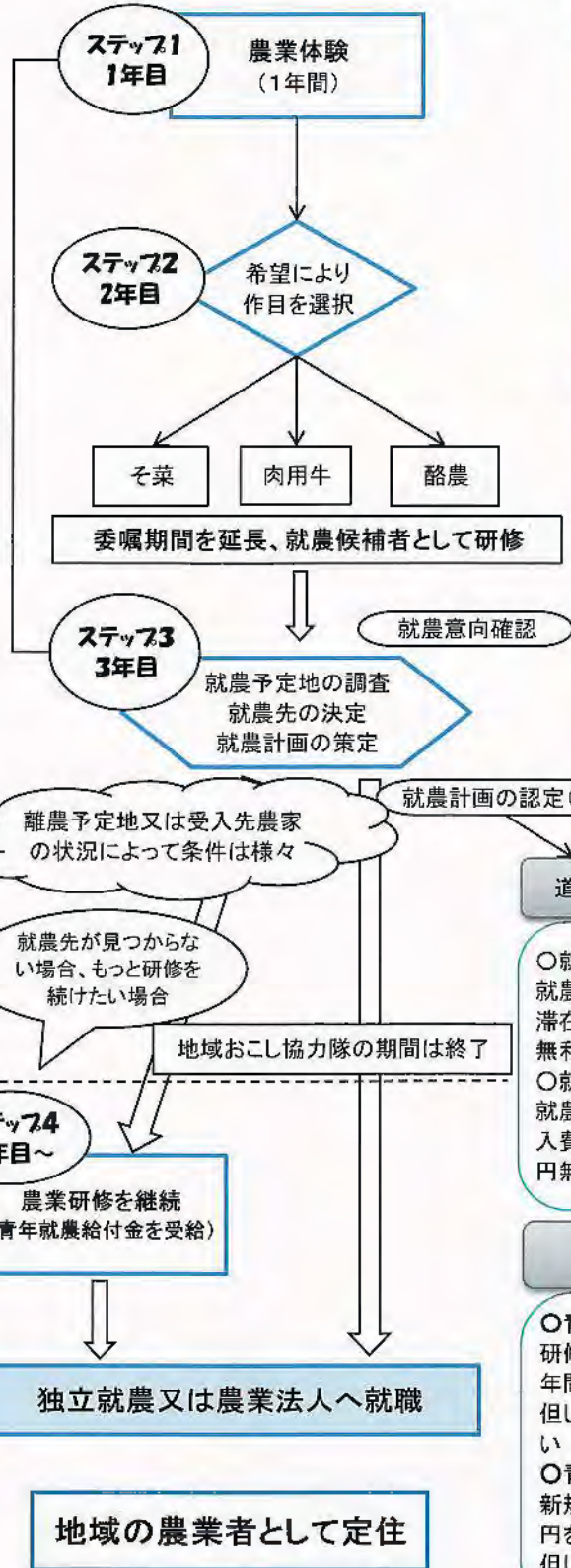
認定就農者になった場合、道の支援制度が利用できます。

道(担い手育成センター)の支援制度(例)

- 就農準備資金
就農準備のための調査旅費、資格取得費、滞在費、住居移転費用等の経費に200万円無利子で貸付
- 就農施設等資金
就農時の機械購入費、施設設置費、家畜購入費、各種修繕費等に対し、限度額3,700万円無利子で貸付

国の支援制度

- 青年就農給付金(準備型)
研修期間中、年間150万円を給付(最大2年間)
但し、地域おこし協力隊の期間と重複はしない
- 青年就農給付金(経営開始型)
新規就農時の経営安定化まで年間150万円を給付(最大5年間)
但し、独立就農に限る。所得制限あり



社団法人 酪農ヘルパー全国協会

〒101-0047

東京都千代田区内神田2丁目5番3号

児谷ビル2階

TEL 03-5577-5135

FAX 03-5577-5136

メールアドレス : info@d-helper.lin.gr.jp

ホームページ : <http://d-helper.lin.gr.jp>